

## 令和7年土幌町議会第2回定例会

### 1 議事日程 6月6日（金曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

(今期議会議案提案理由総括説明)

日程番号5 報告第1号 令和6年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程番号6 報告第2号 株式会社ベリオーレの経営状況の報告について

日程番号7 報告第3号 株式会社Chesserの経営状況の報告について

日程番号8 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について

日程番号9 議案第2号 土幌町地域公共交通活性化協議会設置条例案

日程番号10 議案第3号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第4号 令和7年度土幌町一般会計補正予算（第2号）

日程番号12 議案第5号 令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2  
号）

### 2 出席議員（12名）

1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉

6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵

10番 成田 哲也 11番 曽我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

### 3 欠席議員（0名）

### 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志

代表監査委員 寺田 和也 農業委員会会长 森本 耕二

### 5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典

地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子

町民課長 角田 淳二 保健福祉課長 佐藤 慶岩

産業振興課長 吉川 和美 建設課長 上山 英樹

建設課道路維持担当課長 若原 裕 病院事務長 増田 達也

特老施設長 福田 剛大 幼児教育課長 郷原 敏宏

消防課長 仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参考	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	長岡 直美
------	-------	----	-------

9 議事録

会議の経過	(午前10時00分)
-------	------------

	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和7年第2回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、牧野圭司議員及び7番、大西米明議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る6月2日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月13日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。
	河口議長	(異議なし)
3		異議なしと認めます。 会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。
	河口議長	日程第3、諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
4・5		日程第4、行政報告及び日程第5、教育行政報告を行います。 行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。 ここで町長より発言を求められていますので、これを許します。町長、登壇願います。
	高木町長	行政報告の最初の部分について、朗読し報告させていただきます。

本日ここに、第2回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、3月定例町議会以降、現在までの町政の推移についてご報告申し上げます。

はじめに、令和6年度固定資産税の課税誤りについてご報告申し上げます。

昨年通知いたしました、令和6年度の固定資産税のうち、納税者155人の税額について、土地の評価額が正しい価格で算出されていないまま固定資産税を課税したことが判明いたしました。

改めて正しい評価額により算定したところ、返還する税額が75,100円で対象者が99人、課税増となる税額が11,300円で対象者が56人となりました。

経緯・原因につきましては、令和6年度は3年毎の評価替えの基準年度にあたり、評価額単価のシステムへの入力作業の際に担当者が機器操作を誤ったため、正しい評価額が反映されず、また、算定内容の確認が不十分であったことから、誤った税額となっていたものであります。

今後は、対象となる方々にお詫びを申し上げ、速やかに過大徴収分の返還及び追加徴収する手続きを進めて参りますが、町への信頼を大きく損ねる事態となり、議会そして町民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げるものであります。

今後二度とこのようなことを起こさぬよう、今一度、ヒューマンエラー等に対応したチェック体制の強化に努めて参ります。

改めまして、この度の固定資産税の課税誤りに際し、納税者の皆様を始め、関係各位に対し多大なるご迷惑をおかけし、町民の信頼を損ねる事態となったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

以下につきましては、行政報告に記載のとおりでございます。

これで行政報告を終わります。

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いします。

日程第6、本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、辺地総合整備計画の変更1件、新規条例の制定1件、そのほか条例の一部改正が1件、補正予算が2件の合計5件の議案を提出させていただきます。このほか繰越明許費繰越計算書1件、第三セクターの経営状況報告書2件を報告をさせていただきます。

河口議長

6

亀野  
副町長

議案第1号は、辺地総合整備計画の変更について議会に議決を求めるものございます。辺地地域は上居辺、佐倉、下居辺辺地で、各事業の事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の充当額の変更によるものでございます。議案第2号は、士幌町地域公共交通活性化協議会の設置に伴い、新たに設置条例を制定するものでございます。議案第3号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正されたことに伴い、士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。議案第4号から第5号は補正予算でありますと、一般会計及び介護サービス事業特別会計の補正予算でございます。なお、追加議案として工事請負契約3件及び物品購入契約4件、補正予算3件の合計10件の追加議案を提出する予定でございます。

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明を申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げ、総括説明といたします。

7 河口議長  
日程第7、報告第1号「令和6年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。総務課長。  
西野 総務課長、西野よりご説明申し上げます。  
報告第1号 令和6年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度士幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。

この件につきましては、本年3月の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業名、金額等についてご報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、次のページの繰越計算書を御覧願います。防災関連資機材などの整備事業ほか、低所得世帯や子育て世帯への給付金の支給、土地改良事業関連、小中学校体育館への空調整備など令和6年度内に完了することが困難な事業等について繰り越したもので、2款1項、士幌町地域防災緊急整備事業から一番下に記載の10款3項、中学校体育館空調整備工事まで、全11事業を合わせまして4億9,308万9,000円を令和7年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。

各事業の財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、2行目と3行目の低所得世帯向けの各給付金につきましては、計算書の金額欄にあります本年3月の第1回定例町議会にて議決いただいた金額とその横の実際に繰り越した翌年度繰越額欄にある金額とに差が生じておりますが、これは繰り越す予定としていた給付事務の一部が年度内に終了したことによるものでございます。

以上で報告いたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

以上で令和6年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第8、報告第2号「株式会社ベリオーレの経営状況の報告について」を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

吉川産業

産業振興課長、吉川よりご説明いたします。

振興課長

令和6年度の株式会社ベリオーレ経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

経営状況報告書の1ページをお開き願います。取締役及び監査役名簿並びに株主名簿につきましては、記載のとおりとなってございます。

次に、2ページの第24期事業報告書ですが、前半の社会情勢などは説明を割愛させていただきます。本年度は、大規模改修工事のため、上期4月から9月まで営業を行い、下期10月から3月まで休業となりました。上期は、休業への準備を行いつつ売上確保を最大限に行った結果、宿泊3,657万円、レストラン4,267万円、売店766万円、入湯1,817万円、値引き38万円、売上高合計は1億469万円となりました。休業期間中は、雇用維持のためパート職員、アルバイト職員には一部休業補償を行い、正社員は引っ越し作業、修繕作業、社員教育を実施し、解雇せずに人員の配置換え整理を行いました。その中で選抜社員4名が温泉入浴指導員の資格を取得し、お客様への新たなサービス創出と厚生労働省認定の温泉入浴プログラム型施設の認定準備を行いました。また、再整備後は当施設を目的地とする集客施設づくりの一貫として、肉牛頭数日本一の士幌町の独自性を図るため、しほろ牛に特化した料理へ変更するため、しほろキッチンで新メニューの開発に取り組んだところでございます。

モール温泉については、株式会社ポーラによる温泉成分の分析を基に美肌認証を取得し、その効果を可視化することができました。さらに、モール温泉の魅力を伝えやすくするため2つの大浴場を健康の湯、美容の湯とし、日替わりで入浴できるようにしました。健康の湯には血行促進を主として電気風呂、ジェット浴、十勝石を使った足つぼ、ヴィヒタ、ロウリュサウナを導入、美容の湯は北海道初で美肌効果が期待されるナノクラミスト、高級シャワーHEAD、つぼ風呂を設置し

ました。また、露天風呂は源泉かけ流しと循環式の混合仕様とし、冬場の湯温低下を解消し、温度が一定した温泉サービスを提供できるようになりました。

本年度は半年間の営業となりましたが、販売管理費は2億1,100万1,000円、また休業中の従業員への給与等の補償分など町補助金を含む営業外収益が1億3,075万円2,000円で、営業外費用を差し引いた結果、経常利益297万8,000円、法人税等の税引き後の当期利益は132万2,000円となったところでございます。これらの結果、株主資本当期末残高は前年度比132万2,000円増の1,117万4,000円となり、経営の健全性が高められ、財務体質の強化を図ることができました。

以上、24期の事業報告といたします。

次に、3ページの庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会の開催と監査が実施されております。

次に、4ページの貸借対照表ですが、記載のとおり、左側の資産の部、右側の負債、純資産の部の合計がそれぞれ8,257万3,031円となり、貸借が一致しております。

次に、5ページの損益計算書ですが、経常損益の部で売上高の計は1億469万2,111円で、内訳は記載のとおりとなってございます。これから売上原価の計2,088万6,592円を差し引いた売上総利益は8,380万5,519円となり、この金額から販売費、一般管理費の計2億1,100万1,466円を差し引き、営業利益はマイナス1億2,719万5,947円となります。これに営業外収益の計1億3,075万2,364円を加え、営業外費用の計57万8,348円を差し引き、経常利益は297万8,069円、法人税、住民税及び事業税の165万5,300円を差し引き、当期利益が132万2,769円となってございます。なお、雑収入の内訳につきましては、下段に記載のとおりとなります。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、7ページの株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高はマイナス14万8,334円、当期変動額の当期純利益は132万2,769円、当期末残高は117万4,435円となり、株主資本は当期首残高985万1,666円に当期変動額132万2,769円を加え、当期末残高は1,117万4,435円となります。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の結果につきましては、記載のとおりでございます。

次に、10ページの第25期事業計画案ですが、1、事業方針では今期における観光業を取り巻く環境は、電気料金、重油料金などの光熱費や仕入価格における物価上昇、さらに賃金上昇による経費増大など一層厳しい経営状況となることが予想されます。このような状況下において再整備後の一新された施設を清潔に維持しつつ、お客様へアピー

		<p>ルポイントを持続的に発信し、新規客はもちろんのことリピーターになっていただけるようお客様のお声を真摯に受け止め、改善できることはスピード感を持って取り組んでまいります。また、肉牛頭数日本一のしほろ牛を食べたいというお客様の深掘りと2つの特色を持たせた温泉の魅力発信を継続し、さらに今期は厚生労働省認定の温泉入浴プログラム型健康増進施設の認証を取得し、これを新たなアピールポイントとして士幌町の関係人口の創出に努め、地域に末永く愛される施設を目指して取り組んでまいります。</p> <p>2の収支計画につきましては、再整備後の維持管理費が不確定な要素もございますが、第25期計画は24期前期及び過去実績を勘案し、計上しております。売上高の合計が1億8,440万円、売上原価4,600万円、差引き売上総利益が1億3,840万円となり、販売費及び一般管理費の2億4,112万5,000円を差し引き、営業利益でマイナス1億272万5,000円、営業外収益となる指定管理委託料、補助金など1億600万円を見込み、営業外費用80万円を差し引き、経常利益で247万5,000円を見込んでございます。</p>
	河口議長	<p>以上、株式会社ベリオーレの経営状況報告とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>以上で株式会社ベリオーレの経営状況の報告についてを終わります。</p>
9		<p>日程第9、報告第3号「株式会社C h e e r Sの経営状況の報告について」を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、吉川よりご説明を申し上げます。</p> <p>令和6年度株式会社C h e e r Sの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。</p> <p>経営状況報告書の1ページをお開き願います。取締役及び監査役の状況並びに株主の状況は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2ページの第7期事業報告ですが、総括的概要として記載にあります社会情勢などは説明を割愛させていただきます。農畜産物加工研修施設の指定管理業務は、新しい研修プランの実施やイベントなどを通じて施設利用の向上に努めてまいりました。特産品販売事業では、既存商品のシーベリーソーダに加え、新たに士幌産原料を使用したどら焼きのしほどらとハスカップソーダを開発、販売をスタートしたところでございます。士幌高校との連携に伴う地域におけるフードバリューチェーンを活用した実践的な農業教育プロジェクトでは、3か年にわたるプロジェクトが終了し、昨年度に引き続きキルギス農業カレッジとの共同事業である商品開発を進め、教員による農業技術指導や生徒間の交流を深め、プロジェクトを実施いたしました。このよ</p>

うな中、7期目の売上高は前年度比685万9,000円減の2,707万円となりました。収入減の主な要因は、JICA業務受託収入が1,431万4,000円から771万9,000円の659万5,000円減額したことによるものでございます。経常利益は、職員の人事費増と商品開発の初期投資、また販売開始時期が年度末になったこともあり、マイナス48万5,370円となったところでございます。

以下、事業別の詳細を記載しておりますが、1の指定管理業務の実施につきましては、本年度は第2期、5年契約の1年目となり、利用者数は54グループ、347人と増加傾向にございますが、さらなる利用者数増加のため利用しやすい施設運営、分かりやすい料金設定の構築に取り組みました。

2の大地くんと学ぼう事業の実施につきましては、町内の小中学校児童、中学生徒を受け入れ、町内産の食材を使い調理、食育に関する事業を実施するもので、本年度は町内3つの小学校児童80人を受け入れました。また、CherryS職員が学校へ出向く形式での事業を新たに実施したところでございます。

次に、3ページの3、JICA草の根技術支援事業の実施につきましては、士幌高校とキルギス農業カレッジ共同で農業技術と知識の習得を図り、人材育成することと併せて両校の生徒が地域資源を生かした商品開発の過程を学ぶ教育プログラムを3年間にわたり実施したもので、最終年度となりました。事業の総括として、両校における商品開発プロセスの学習マニュアルを策定し、利活用されることになりました。

次の4、特產品卸売・販売事業の実施から5ページの庶務事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページの貸借対照表ですが、記載のとおり左側の資産の部、右側の負債、純資産の部の合計がそれぞれ1,569万188円となり、貸借が一致しております。

次に、7ページの損益計算書ですが、売上高の計は2,706万9,621円となり、内訳は記載のとおりでございます。これから売上原価の計113万9,362円を差し引き、売上総利益は2,593万259円となります。この金額から販売費、一般管理費の計2,694万2,093円を差し引き、営業利益はマイナス101万1,834円となります。営業外収益の52万6,264円を加え、経常利益はマイナス48万5,370円となります。法人税、住民税及び事業税8万円を差し引き、当期純利益はマイナス56万5,370円となったところでございます。なお、雑収入の内訳につきましては、下段に記載のとおりでございます。

次に、8ページの販売費及び一般管理費内訳書ですが、人件費、その他経費の合計は記載のとおりとなってございます。

次に、9ページ、株主資本等変動計算書がありますが、資本金は1,000

万円、中段の繰越利益剰余金の当期首残高は420万5,478円、当期変動額の当期純利益マイナス56万5,370円を差し引き、当期末残高は364万108円でございます。株主資本の計、当期末残高は1,364万108円となってございます。

10ページの注記表、11ページ、監査の結果につきましては、記載のとおりとなってございます。

次に、12ページの第8期事業計画案ですが、1、指定管理業務の実施は第2期目、5年契約の2年目となります。さらなる利用者の向上を目指し、ニーズを捉えた施設運営を行うため、利用しやすい施設運営として、しほろキッチンでできることを分かりやすく明示し、町民にとって身近で利用しやすい施設の運営を心がけていきます。次に、分かりやすい研修内容として、使用に応じた料金支払いシステムのほかに研修プログラムごとのパッケージ料金設定と自由度の高い研修プログラムを提供し、利用者数の向上を図ります。次に、施設利用の促進として、利用者のニーズに沿った研修内容を提供します。毎月研修イベントを開催することを基本とし、一人でも参加できるイベントや新たなターゲット層の取り込みに取り組みます。以上、3点を主軸に、より多くの町民の皆様に御利用いただけるよう努めてまいります。また、本年度の新たな取組として、町内事業者の商品開発を支援するための試験製造を代行する業務を計画しているところでございます。

13ページの2、大地くんと学ぼう事業の実施から4のシーベリー・ハスカップ果実の栽培までは継続事業であり、詳細説明は割愛させていただきます。

次に、5の新商品開発ですが、プラザ緑風の源泉であるモール温泉を活用した化粧品の開発や特産品であるジャガイモ、しほろ牛に合うソースやドレッシングなどの研究に取り組むとともに、引き続きシーベリーを活用した商品や士幌高校との連携による商品開発を行います。

次に、6の士幌町とキルギス人材育成・地域交流事業（クレア）の実施ですが、キルギス農業カレッジと士幌高等学校が行う交流事業で、Cheer Sが生徒、教員を対象に双方の国でのフードバリューチェーンをテーマにした専門性を高めた内容の学習を行うためのサポート業務を計画しております。

次に、14ページの7の収支予算につきましては、第7期の実績を考慮し、第8期計画では売上高の計が3,101万9,000円、売上原価が408万4,000円、売上総利益は2,693万5,000円、続いて販売費及び一般管理費が2,634万1,000円、営業利益は59万4,000円、営業外収益は6万5,000円、法人税等は20万円、当期利益は45万9,000円を見込んでございます。

以上で株式会社Cheer Sの経営状況報告とさせていただきます。

	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
10	河口議長	以上で株式会社Chesserの経営状況の報告についてを終わります。
	亀野副町長	日程第10、議案第1号「辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により上居辺、佐倉、下居辺地の総合計画の変更について、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 それでは、議案書の3ページを御覧願います。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字下居辺、字ワッカクンネップ、字イショッポで構成されており、その中心が字士幌東7線173番地2、辺地度点数は198点であります。
		2の公共的施設の整備に必要な事情は、(1)から(5)までは記載のとおり変更がなく、次のページにまたがっておりますが、新規事業として地上デジタル放送受信障害エリア対策として設置をしておりましたGF、ギャップフィラーの機器の更新工事を次のページ、4ページ上段に(6)、電気通信に関する施設として地上デジタル放送GF機器設備更新事業を追加をいたします。
		それでは、4ページに移りまして、3の公共的施設の整備計画ですが、令和4年度から令和8年度までの5年間であります。
		次に、表の事業費から一般財源のうち辺地対策事業債の予定額について、上段の括弧内の数字が変更後の額でございます。それでは、変更する部分のみ説明をさせていただきます。施設名であります道路では、橋梁長寿命化修繕事業において修繕工法が変わったことによる施工費の増額に伴い、事業費では上段括弧書きの1億6,587万7,000円、財源内訳の特定財源になりますが、9,856万2,000円、一般財源は6,731万5,000円、そのうち辺地債の予定額は6,720万円にそれぞれ変更するものでございます。次に、農業経営近代化施設の下居辺地区明渠関連事業では、建設資材等の価格高騰を踏まえまして事業費の追加に伴い、事業費1億9,399万6,000円、財源内訳の特定財源につきましては1億1,462万1,000円、一般財源は7,937万5,000円、そのうち辺地債の予定額は7,930万円にそれぞれ変更するものでございます。同じく観光、レクリエーション、プラザ緑風再整備事業につきましても建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、事業費19億5,037万4,000円、財源内訳の特定財源に変更はなく、一般財源は14億5,687万4,000円、そのうち辺地債の予定額は起債対象外工事を除き13億6,570万円にそ

		<p>それぞれ変更するものでございます。続きまして、先ほど前段で説明をいたしました電気通信施設、地上デジタル放送G F 機器設備更新事業について事業費を新たに追加をしております。事業費は2,976万9,000円、財源内訳の一般財源ですが、同額の2,976万9,000円、そのうち辺地債の予定額は2,970万円とし、新たに計上いたします。事業費の合計につきましては28億7,702万2,000円、財源内訳の特定財源は補助金等で8億7,055万1,000円、一般財源は20億647万1,000円で、この額は町全体の負担となりまして、そのうち辺地債の予定額は19億1,490万円と変更するものでございます。</p> <p>以上、議案第1号の説明といたします。</p> <p>河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>河口議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>河口議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>11 日程第11、議案第2号「士幌町地域公共交通活性化協議会設置条例案」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>亀野副町長 議案第2号 士幌町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、本町の地域公共交通が将来にわたって持続可能なものとするため、町内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため士幌町地域公共交通活性化協議会を設置するものであり、その条例制定に關しまして地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>それでは、説明資料の4ページを御覧願います。なお、議案につきましては、議案書の5ページから6ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。条例案の条文とその内容説明を記載しております。制定理由につきましては、ここに示しております目的の内容を含め、前段に申し上げましたとおりでございます。</p> <p>主な制定内容でございますが、条例は9条立てで構成されており、第1条では目的を明らかにし、第3条から第9条まで協議会の運営に關して必要な規定を定めております。特に第2条の所掌事務については、具体的な協議事項を示し、協議会での協議の円滑を図るとともに、</p>
--	--	---

		<p>第7条において令和5年11月の道路運送法の改正に合わせ、運賃協議部会を当該協議会とは別に設ける規定を定めております。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するもので、第2項に協議会設置に伴いまして委員等の報酬を新たに規定するため報酬に関する条例の別表中、士幌町空家等対策協議会の項の次に地域公共交通活性化協議会を加え、会長を日額7,000円、委員、日額6,000円を追加するものでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、議案第2号の説明といたします。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
12	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	亀野副町長	<p>日程第12、議案第3号「士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第3号 士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>それでは、説明資料の5ページを御覧願います。新旧対照表は6ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。この改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、管理栄養士試験の受験資格の見直しにより栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、栄養士の職員配置が定められた条項について所要の改正を行うものでございます。</p> <p>主な改正内容ですが、第153条第13項の栄養士を栄養士もしくは管理栄養士に文言を改めるものでございます。</p> <p>次に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第3号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>

	河口議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
13	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西野 総務課長	日程第13、議案第4号「令和7年度土幌町一般会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第4号 令和7年度土幌町一般会計補正予算〔第2号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,001万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億2,049万6,000円に改めようとするものです。 地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。 それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。2款1項7目環境対策費では、国保病院における省エネ化に向けた設備の運用改善を図るため、エネルギー使用状況の調査や分析実施に係る費用として12節委託料に省エネ調査業務委託料99万円を追加。 次の10目地域生活交通確保対策事業費では、議案第2号で設置条例を議決いただきました地域公共交通活性化協議会の運営に係る費用として1節報酬に委員報酬4万9,000円、8節旅費に委員費用弁償1万7,000円を追加するとともに、地域に根差した持続可能な公共交通の実現に向けた調査費用として12節委託料に公共交通再編に係る調査委託料250万円を追加するものでございます。 次に、3款1項4目高齢者福祉費では、当初予算に計上しました福祉施設を対象としたエアコン設置助成のうち、グループホームへの設置助成がこのたび国の補助対象となったことに伴い予算の一部組替えを行うもので、18節負担金補助及び交付金の福祉施設熱中症対策エアコン設置助成金50万円を減額、新たに介護保険事業費補助金150万円を追加し、特定財源として国の介護保険事業費補助金100万円を追加し、愛のまち建設基金繰入金50万円を減額。 次の5目高齢者福祉施設費では、特別養護老人ホームにおける厨房の調理機器の導入、設置に係る費用の追加に伴い、27節繰出金の施設整備費繰出金515万円を追加するものでございます。 次に、10ページをお開き願います。2項2目認定こども園費では、特定財源において認定こども園整備に係る起債対象事業費の増に伴い愛のまち建設基金繰入金を減額し、一般単独事業債並びに教育・福祉施設等整備事業債をそれぞれ記載のとおり追加する財源補正でございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、農業者年金業務委託交付金の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に農業者年金協議会補助金23万6,000円を追加し、特定財源として農業者年金業務委託交付金を財源補正を含めて37万2,000円追加。

次の3目農業振興費では、種バレイショの安定供給体制の確立や豆類の新品種導入などに係る補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に畑作物产地生産体制確立強化緊急対策補助金2,542万円を追加し、特定財源として道からの補助金を同額充当するものでございます。

11ページに移りまして、7款1項2目観光振興費では、しほろ温泉プラザ緑風の厨房や食堂で使用する温水循環式蒸発器の故障に伴い、10節需用費の修繕料に123万3,000円を追加するほか、旧館解体工事の追加工事に係る費用として14節工事請負費に道の駅しほろ温泉旧館解体工事900万円を追加し、特定財源として辺地対策事業債を同額充当するものでございます。

次に、8款2項3目道路橋梁新設改良費では、特定財源において橋梁長寿命化修繕事業に係る起債対象事業費の増に伴い、辺地対策事業債を記載のとおり追加する財源補正でございます。

次に、10款1項1目教育総務費では、外国語指導助手1名の任用形態を人材派遣によるものから町による直接雇用へ変更したことに伴い予算の一部組替えを行うもので、1節報酬から4節共済費まで合わせて335万円を追加し、12節委託料の外国語指導助手派遣業務委託料393万4,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。2項1目小学校費の学校管理費では、中士幌小学校に設置のオイルサービスタンクの不具合発生に伴い、当該設備の修繕に係る費用として10節需用費の修繕料に176万円を追加するものでございます。

次に、5項1目社会教育総務費では、会計年度任用職員1名の採用に伴い、1節報酬から4節共済費まで合わせて247万6,000円を追加、次の3目公民館費では士幌南地区公民館のカーペット張り替えに係る修繕費用として10節需用費の修繕料に76万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。7ページの下から2つ目、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に342万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正は、橋梁長寿命化修繕のほか、プラザ緑風再整備や認定こども園整備に係り辺地対策事業債など各地方債の限度額を補正後の欄に記載のとおり変更しようとするものでございます。

		<p>なお、13ページから15ページにかけましては特別職、一般職の給与費明細書を掲載、最終ページの16ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
14	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	福田特養施設長	<p>日程第14、議案第5号「令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p> <p>特別養護老人ホーム施設長、福田より議案第5号 令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ515万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,018万8,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費では、厨房調理員が不足する中、厨房業務を効率的に実施していくために調理機器の導入等に係る費用を計上したもので、14節工事請負費に電気設備、配管移設等の施設改修工事費用として27万5,000円を追加し、17節備品購入費に食品冷凍庫及びリヒーターと言われる冷却加温調理器具の購入費用として487万5,000円を追加するものであります。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金に515万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>

河口議長	討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了しました。 次回は、12日午前10時から再開します。 本日はこれで散会します。 (午前10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員